

議案第11号

国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例の制定について

国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西村 和平

国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例（平成 2 年加西市条例第 22 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（国営加古川西部土地改良事業費償還基金条例の廃止）

2 国営加古川西部土地改良事業費償還基金条例（平成 2 年加西市条例第 23 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による廃止前の国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

(審議資料)

国営加古川西部土地改良事業の負担金の支払いが平成 27 年度をもって終了となるため同条例を廃止し、それに伴い国営加古川西部土地改良事業費償還基金条例(平成 2 年加西市条例第 23 号)も廃止するもの。

【概要】

- ・負担金の支払期間 25 年間
- ・支払期間の始期 平成 3 年度